

○国立大学法人筑波技術大学業務実施リスクに関する規程

〔平成 27 年 3 月 18 日〕
規 程 第 3 号

国立大学法人筑波技術大学業務実施リスクに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、本学の業務実施の障害となる要因（以下「リスク」という。）に関する事項を定め、リスクを識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とすることを目的とする。

(リスク対応に関する事務を統括する役職員)

第 2 条 本学のリスクへの適切な対応のため、リスク対応に関する事務を統括する役職員を置く。

2 前項の役職員は、学長の指名する理事又は副学長とする。

第 3 条 リスク対応に関する事務を統括する役職員は、リスクを識別、分析及び評価するため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析のため必要な措置を講ずる。

2 リスク対応に関する事務を統括する役職員は、把握したリスクを低減するための検討、把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し、把握したリスクに関する周知の体制及び周知における留意事項の整理を行うため、リスク管理に係る事務を統括する部署として事務局を指定し、必要な措置を講じさせることができる。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、リスクの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。